

建設業の事業主のみなさまへ

工事現場以外（「事務所」、「土場整理等（※）」）も 労災保険の成立（加入）が必要です

成立（加入）手続きが済んでいない場合は速やかに手続きしましょう。

労働保険の適用

建設業に適用される労働保険は3種類

	保険の種類	加入の義務	給付の概要
労災保険	工事現場の労災保険	元請の事業主	工事現場作業に従事する労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
	工事現場以外の労災保険（「事務所」、「特定の工事現場に付随しない土場整理等（※）」の分）	従事する労働者がいる事業主	工事現場以外で特定の工事現場に付随しない業務を行う労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
雇用保険	事業所全体の雇用保険	雇用保険被保険者がいる事業主	労働者が失業した場合や、雇用の安定を図るための各種給付金・助成金

※ 土場整理等とは、建設会社の資材置き場等において恒常的に行う型枠・重機・電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等のことです。資材置き場等は、事務所と同一場所に限らず、事務所から離れた空き地等とする場合もあります。重機を稼働させるなどの「建設の態様」であったとしても、請負契約の下で行われる工事でない限りは「工事現場の労災保険」に含めることはできません。

適用・手続きの説明

下請専門事業場であっても必要です

● 「事務所」の労災保険（「事務所労災」）

工事現場作業とは別に、事務所で従事する労働者がいる場合は、所轄の労働基準監督署で「事務所労災」の保険関係の成立（加入）手続きが必要です。

● 「特定の工事現場に付随しない土場整理等」の労災保険

「事務所労災」の保険関係の成立（加入）があれば、「特定の工事現場に付随しない土場整理等」を含めて適用になりますので、改めて労災保険の成立（加入）手続きは不要ですが、「事務所労災」の保険関係の成立（加入）がなければ、所轄の労働基準監督署で「特定の工事現場に付随しない土場整理等」の保険関係の成立（加入）手続きが必要です。

保険料の計算

「特定の工事現場に付随しない土場整理等」の労災保険料は、原則、土場整理等に従事した分について、賃金台帳、出勤簿、出面表及び勤務表等により算出（日割や時間割等）した賃金総額を保険料の算定基礎額として計算してください。また、賞与に係る算定基礎額の算出についても同様です。

お問い合わせ

◆ 成立(加入) に関すること

宮城労働局総務部労働保険徴収課または最寄りの労働基準監督署

◆ 労災の給付に関すること

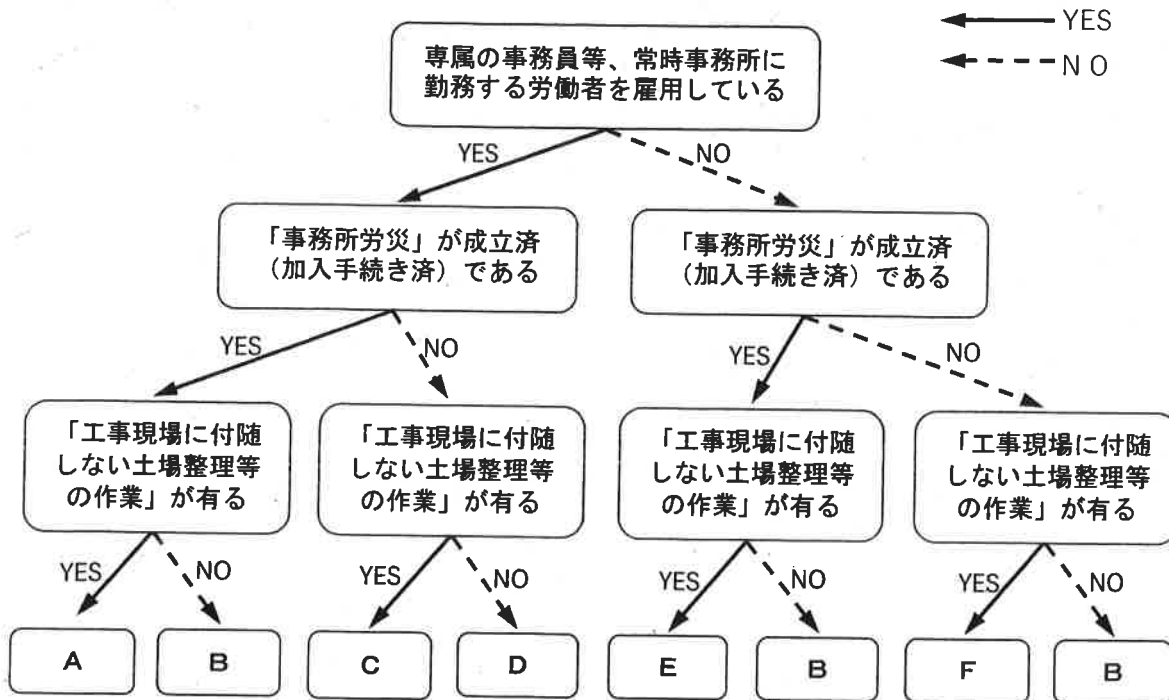
宮城労働局労働基準部労災補償課または最寄りの労働基準監督署

宮城労働局のホームページ

宮城労働局

検索

「土場整理等労災」の保険成立が必要か確認しましょう



- A 現在成立済（加入済）の「事務所労災」に、「工事現場に付随しない土場整理等の作業」分を加えて保険料申告をします
- B 手続きに変更はありません
- C 新たに「事務所・土場整理等労災」を成立させて、事務員等と「工事現場に付随しない土場整理等の作業」分を併せて保険料申告をします
- D 新たに「事務所労災」を成立させて、事務員等の保険料申告をします
- E 現在成立済（加入済）の「事務所労災」で「工事現場に付随しない土場整理等の作業」分の保険料申告をします
- F 新たに「土場整理等労災」を成立させて、「工事現場に付随しない土場整理等の作業」分の保険料申告をします

（注意）

- 「工事現場に付随しない土場整理等の作業」とは、建設会社の資材置き場等において恒常的に行う型枠・重機・電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等で、特定の工事現場に付随しない作業を言います。
- 「工事現場に付随しない土場整理等の作業」がある場合、「事務所労災」が成立済であれば当該保険に「土場整理等労災」を含めて適用になりますので、別途「土場整理等労災」の成立（加入）手続きは不要です。ただし、「事務所労災」の成立（加入）が無い場合は「土場整理等労災」の成立（加入）手続きが必要です。

「土場整理等」にかかる保険料の算定方法について

- ① 賃金台帳、出勤簿、出面表及び勤務表等から土場整理等に従事した分（日数や時間数）を把握します。
- ② 上記の①で把握した部分に相当する賃金額を算出します。作業従事者の賃金総額に①部分の割合を乗じて算出する方法もあります。
- ③ 上記の②で算出した「土場整理等」にかかる賃金額に労災保険率を乗じて保険料を算定します。